

「教室」からみたハンセン病問題

江連 恭弘

1 白衣と愛国 一枚の写真から

「ハンセン病患者収容施設の授業風景（東京・全生園〔ぜんしょうえん〕）」というキャプションのついた一枚の写真がある。



国立ハンセン病資料館蔵

この写真は、ハンセン病療養所のなかにある「全生学園」という「学校」の教室風景を撮影したものである。学び舎教科書の「第8章（13）デモクラシーの波—政党内閣と普通選挙法—」の単元の、「家族や社会から引き離されたハンセン病患者」というコラムに掲載されている。

一見、何気ない教室の昔の写真だと感じるかもしれないが、教壇には白衣の人物が立っている。子どもたちに対して、何かを述べているようだ。子どもたちは

背筋を伸ばし、白衣の人物の話を真剣に聞いているようにみえる。この写真から、どのような疑問や考えが思い浮かぶだろうか。

「教壇に立っているのは誰だろう?」「どうして白衣を着ているのかな?」「何の授業をしているの?」「黒板には何と書いてあるのだろうか?」「いつ頃の写真かな?」といった質問が出るかもしれない。あるいは、教師による「問い」にもなるだろう。

この写真について、学び舎教科書の指導書は、「1931年に全生学園の校舎が新築され、小学校令に準拠した普通教育を行うものとした。黒板には『愛國』と書かれている」と記している。教科書の写真サイズでは、黒板中央に書かれた「愛國」の文字を読み取ることは難しいものの、「愛國」という表現や子どもたちの服装から、おそらく戦時期（1930年代）の写真ではないかと考えられる（1）。

1930年代になると、ハンセン病療養所の生活の中にも軍事色が強まってくる。多磨全生園（東京）では、全日本少年団が行った大野営にならって、療養所内で「心身の鍛錬」のためのキャンプが実施され、「健児道」に励むことが求められた（2）。星塚敬愛園（鹿児島）でも、「戦時下の少国民としての自覚」が強いられ、園内清掃などの奉仕活動や菜園の耕作が日課となっている（3）。こうした時代状況を背景に、療養所の子どもたちに対して「愛國」を求める訓話が行われていたのがこの写真なのかもしれない（4）。

では、教壇に立つ人物は、なぜ白衣を着ているのだろうか。そもそも白衣の人物は誰なのか。子どもたちに、どのようなまなざしが向けられているのか。そして、子どもたちにとって、白衣を着た人物とはどのような存在だったのか。

おそらく、この白衣の人物は医療関係者（医官）か、慰問などで来た外部の人物であると思われる。それは、戦前の療養所において白衣（予防着）を着用するのは医師か来園者であったからだ。教師が白衣を着るのは、第二次世界大戦後のことである。療養所が設置されている自治体の公立学校の分校に位置づけられ、教員免許をもつ正式な教師が派遣されてくるようになってからだ。

戦前において療養所内に設置された「学校」で「授業」をしたのは、ほとんどは教員資格を持った「正式な教師」ではなく、入所者のなかで教育経験や教養のある人物が「患者教師」として学齢期の子どもたちの世話をしていた。よって、

この写真の白衣を着た人物は、学校の教師ではないと考えられる。また、キャプションでは「授業風景」と書かれているが、おそらく、慰問などで訪れた篤志家や有識者などが子どもたちに行った訓話などの風景と思われる。

加えて、写真から感じられるのは、白衣を着た人物の権威性であろう。白衣の予防着という権威が、客体としての子どもたち（患者児童）に訓話を述べているような構図になっている。こうした教室の権力関係は、ハンセン病者のおかれた状況そのものを象徴してもいたのである。

＊

教科書のコラム自体の特徴にもふれておきたい。コラムでは、「癩予防法」が法制化された1930年代に強制隔離政策が推進されたこと、世界的な潮流から逆行した日本の政策の特殊性があること、国の政策により患者やその家族に対して人権侵害や根強い差別が植え付けられたこと、名誉回復など人権保障が1990～2000年代までかかったことが記載されている。そして、「誤った理解を社会に植えつけ」たことや「国は元患者に謝罪」したと記述することで、国による誤った政策で患者や家族が差別され、人権が侵害されてきた歴史があることを理解できるようになっている（5）。限られた紙面の中で、近現代日本のハンセン病史に関わるおもな出来事が示され、コラムを読むことでハンセン病をめぐる歴史の概要が把握できるようになっているといえる。

では、そもそもなぜ、この単元にハンセン病のコラムがあるのだろうか（6）。指導書によると、「1票を手になできなかった人たちは何をしたか」という授業展開例でこのコラムを扱うことになっており、「ハンセン病患者は隔離政策によって選挙権はおろか、さまざまな自由が奪われたことを説明する」と記されている。単元のテーマでもある普通選挙法の学習とのつながりが意識され、権利をはく奪されたハンセン病者など「さまざまな立場の人たちの願いと重ね合わせて、民主主義の歴史を考えさせ」ることが重視されている（7）。

この点では、ハンセン病療養所に入所していた人びとによる患者運動の歴史に学ぶことが大切である。ハンセン病者による権利獲得の運動としては、大島事件、外島事件、長島事件といった1930年代における「日本プロレタリア癩者解放同盟」の結成など、人権闘争の歴史がある（8）。また、1953年に制定された「らい

予防法」に対する「らい予防法」闘争をはじめ、療養所における医療の充実や人権の保障を求め、差別や偏見と闘ってきた患者運動の歴史がある (9)。さらに、1996 年の「らい予防法」廃止とその後の「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟への取り組みがある (10)。このような入所者を中心とした「人間回復」を求める運動が取り組まれたことは、ハンセン病問題を学ぶ上で欠かせない歴史である。

選挙や政治を通した民主主義の課題とハンセン病との関わりについては、入所者らが編集した患者運動史 (9、10) に譲ることとし、今回は、「さまざまな自由が奪われた」という問題を、先にあげた一枚の写真をひとつの手掛かりに考えてみたい。ハンセン病に関わる子どもたちが、ハンセン病という感染症を患ったことで、どのような生活を強いられたのか。そして、「教室」でどのような経験をしたのか。ハンセン病患者 (11) やその家族に対する人権侵害の歴史は決して過去の問題ではなく、極めて現代的な課題であることを考えてみたい。

2 「白衣」と教室

写真が示すように療養所内には「学校」があり、子どもたちがいた。ハンセン病療養所のなかに設置された「学校」とはどのようなものだったのだろうか (12)。全国の各療養所では、設立当初から学齢期に達した患者児童 (ハンセン病に罹患した子ども) への「授業」が行われていた。おもな授業は、「読み・書き・そろばん」であり、子どもたちには、隔離された療養所の中で生き抜く力、つまり、「園内通用学力」が求められたのである (13)。

療養所内の「学校」での出来事として、1942 年に多磨全生園に入所した冬敏之さん (故人) は、1950 年 1 月中旬 (14～5 歳の頃) の林芳信園長のエピソードを裁判 (「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟) で次のように証言している (14)。

霜解けのぬかるみを歩いて、二〇名を越す白衣の医学生たちが、園長に先導されて学園にやってきました。教室には、新制中学の一年から三年までが十四人いて、一人の患者の教師が一種類の教科書で教えていました。学園は土足厳禁で、玄関には、消毒済みの職員用のスリッパが用意されていましたが、いつも園長はそれを無視し、土足のまま上がって来るのです。その日も、泥長靴で多くの見学者が来たので、廊下も教室も泥だらけになりました。この病気にと

って手を冷やすのは厳禁でしたが、後の掃除は患者の先生と生徒が、冷たい水で雑巾を濯ぎ、何回も何回も床を拭くのです。担任の教師に授業を中止させ、教室に入ってきた園長たちは、私や Y 君のいる所まで真っ直ぐにやってきました。病気の重い子どもの方が、学生への説明には、より適していたからでしょう。そして、園長は何の断りもなく Y 君の不自由な右足を掴み、ぐっと持ち上げました。痩せて小さかった彼は、危うく椅子から転がり落ちそうになりました。園長は一通りの説明をすると、学生たちを促し、白い手袋をはめさせ、Y 君の体のそこかしこに触らせるのでした。

やがて園長は私の所へ来ました。そして、一人の学生を手で招きました。「さっき質問をしたのは君だったね。もう一度言ってみ給え」「はい。獅子らいとはどのようなものか、教えて頂きたいのであります」と、その学生は緊張して答えました。「そうだったね。これ、この子がそれだ。別名ライオンフェイスともいうが、頭に出来た結節によって、ライオンのようになるんだ。男でも女でも、らい腫型はみんなライオンフェイスになる」と、園長は確信に満ちて答えました。そして、学生たちは、これまでの学生と同じように、私の顔や頭の皮膚や傷跡を引っ張ったり、つまんだりしました。私は、丸太ん棒で頭を殴られたように感じていました。「獅子らい」と「ライオンフェイス」という二つの言葉が、熱くなった頭の中を、ぐるぐる回っているのです。二つの言葉とも、初めて聞くものでしたし、忘れ難いほど強烈だったからです。それからどうしたのか、記憶はありません。

子どもたちにとって学びの場であるはずの教室に、子どもたちの存在などなかったかのように白衣の集団は土足で入り込んだ。入所者である子どもたちは、あくまで医学の研究対象でしかなく、ましてや治療して退所することなど想定されていなかった。冬さんは、「患者に対等の人間として接しようとするしない林園長の態度や、異常とも思われる予防措置は、純粹でヒューマンな医学生たちに、どれだけ悪影響を与えたか計り知れない」と述べている (15)。

ちなみに、冬さんの小説『長靴の泥』は、林園長のエピソードがモチーフになっているのだが、この小説には学園の教室の窓越しからぼんやりと「築山」を眺めるという話が出てくる。築山は、「望郷台」や「望郷の丘」などとも呼ばれ、

子どもたちをはじめ入所者が故郷に思いを馳せる場所であり、「療養所の中で独りになれる数少ない場所の一つ」でもあった (16)。

また、全生学園の文芸誌『呼子鳥』(第8号、1935年11月)には、当時13歳のT・Tさんの「望郷台」という詩が掲載されている (17)。

ふるさとが／恋しくなった時／いつも来て見る／望郷台

今日もふるさと／恋しいと／望郷台に来て見れば／秩父の嶺に虹が立つ

入所者にとって、築山は望郷の念を抱く場所であり、隔離政策の下で二度と故郷に帰ることのできないことを自覚せざるを得ない場所であった。この築山は、全生学園の教室の窓から見える場所にある。子どもたちは、この山に登り、故郷や家族への思いを馳せたのである (18)。

＊

戦後になると、療養所内の「学校」は学校教育法にもとづく公立小学校・中学校の分校、あるいは分教場となり、教員免許を持った教員が着任することになった (19)。この教員は、本校から派遣されたので「派遣教師」と呼ばれた (20)。これにともなって、いままで「授業」を行っていた患者教師は「補助教師」として派遣教師の補佐を務め、次第にその役割を終えていく。

なお、全生分教室(東京)に派遣教師として勤めた鈴木敏子は、「私はいくら子供と親しくなっても、白衣と消毒を止めることはできなかった。知ろうともしない無知ゆえに、私もまた隔離政策に加担していたのだ」と振り返っている (21)。

一方で、予防着の着用や消毒の規定にこだわらず、おおらかなスキンシップを取り入れて教育にあたった派遣教師もいた。その一人が、菊池恵楓園(熊本)の合志分校に勤めた藤本フサ子である。小学5・6年次に藤本が担任だったUさん(退所者)によると、藤本は白衣こそ着ていたものの、子どもとのスキンシップを大切にし、とても愛してくれたという。とくに、「修学旅行に行ったとき一緒に雑魚寝した」ことは温かい思い出として記憶され、いまでも藤本に教わったことを「感謝している」と語っている (22)。

1950年代に入ると、「らい予防法」闘争における要求項目の一つとして「高校の設置」が掲げられた。治療薬プロミンによって軽快退所者が増えるなか、入所者らは、社会復帰実現のための教育の機会保障を求めていったのである。1953

年には高等学校の設置が認められ、1955年9月に岡山県立邑久高等学校新良田〔にいらだ〕教室が長島愛生園(岡山)の敷地内に開校する (23)。

この新良田教室に本校から派遣されてきた多くの教師たちも、療養所からの指導もあってクレゾール液に手足をつけて学校に出勤し、白衣で授業を行った (24)。新良田教室の第1期生であった森元美代治さんは、教師について次のように振り返っている。

先生たちも病気を恐れて、嚴重にマスクをし、白い帽子をかぶり、ひどい先生はゴム手袋までして、講義をしていました。われわれ生徒が使う黒板拭きとか、チョークとかに、触りたくないんですよ。同じ教室にいて、病気がうつるのではないかと心配する先生たちは、チョークに直に触りません。チョークを挟むピンセットみたいなものを持参して、それで挟んで、書いていました (25)。

多くの教師は白衣姿で授業を行い、生徒との間には物理的にも心理的にも距離が置かれた。子どもたちにとって、「白衣」を着用した教師は、人間的な発達と成長に関わる信頼のおける存在にはならなかった。そして、白衣そのものが、「汚れたもの」を「浄化」するものとして、子どもたち自身を隔離する権威の象徴となったのである (26)。

では、生徒たちは、学校(新良田教室)をどのように思っていたのだろうか。社会復帰を望む生徒たちにとって、この教室は「青春と栄光のシンボル」(新良田教室跡の記念碑「希望」に記された文章)であり、「人間が大切にすべき多くのものを学ぶこと」ができる「私の原点」となる場所でもあった (27)。だが、社会復帰をした人のなかには、新良田教室の卒業生であることを隠して生きている人も多い。また、『閉校記念誌』には、卒業生氏名は記されておらず、顔を判別できる写真が少なく、後ろ向きのものを使用するとの措置が取られた。

そして、教室は「ウソ」をつく練習をする場所でもあった。卒業を前にした生徒にとって、就職活動は自分自身の過去を語らざるを得ない。実際に就職の面接で出身校(新良田教室)を明かすと、ほとんどが不合格となってしまったという。そのため、学校での就職指導では、働きながら勉強をしているという「ウソをつく練習」をやらざるを得なかったのである (28)。

なお、先にふれた藤本のように、新良田教室でも生徒に向きあおうとした教師

もいた。卒業生の座談会では、「海岸で体育の先生と相撲をとったことが一番うれしい思い出」と語る場面がある。教師と一緒に相撲をとることじたいが「うれしい思い出」であることは、それだけ、日常の生徒と教師は「非人間的」(29)な関係におかれていたことを示している。

3 屈辱の場所

ハンセン病者の感染理由や療養所への入所の経緯はさまざまである。なかでも子ども時代に発病し、病気になったことがわかると、教師や友達からの嫌がらせや差別を受けた経験を持つ人は多い。

ここでは、石山春平さんの経験を取り上げたい。私は、高校生対象の特別授業において石山さんを学校にお招きし、生徒たちとお話を伺ったことがある。石山さんにとって、学校で受けた経験は大変辛いものであった。2018年に出版された著書では、「焼かれた机—小学校から追放される」という章タイトルがつけられている(30)。

1936年生まれの石山さんがハンセン病だとわかったきっかけは、学校での検診であった。小学校6年生だった1947年の夏休みにあった校内検診時に疑いがかり、静岡の日赤病院で診察を受け発症が確認された。学校での健康診断や身体検査によって、ハンセン病の発病が「発見・通報」され、療養所への入所につながった例はいくつもある(31)。

夏休み明けの学校では、教師が「石山、おまえもう帰れ」「汚い病気」だと言い、竹の棒で指しながら「立て」と言って絶対触ろうとしなかった。廊下に出ると「明日から来るな」と藁草履が脱げそうになるくらい突き飛ばされ、手を着こうとすると「建物に触るな」と言われたのである。石山さんは、「屈辱だったねえ……。その日は家に帰ったんだけど、ひどい目にあったことは家族にも言えなかった」と振り返る。翌日、父親からは「休め」と言われたが、「学校が楽しかったから」と登校した。その時の様子を石山さんは次のように述べている。

僕が昨日まで座っていた席。椅子もなけりゃ、机もない。「なんで席がないんだろう」って言ったら、学校のすぐ近くの子が、「そーいや、昨日の夕方、三角ベースをやっている時、校庭で先生が机と椅子を壊して、燃やしてた」っ

て言うのよ。(中略) そしたらそのうちの一人が、「じゃあ、いいや、僕のところ座れよ」と言って、子どもの椅子だからたいして大きくないのだけれど、おしりを半分こに座って、半分は宙に浮いているわけですよ。そこに先生が入ってきて、僕をみるなり、すごい真っ赤な顔してねえ、「なぜ来た!」。いきなり棒を持ってきて、「立て」と言って、触ろうとしないんです。それで、立ち上がりました。昨日は押してきたけれど、その日は押し方が違う。憎しみをこめたような押し方で、「お前は、もう来るな。汚い、汚い」ってしきりに言うんだよ。「お前、校門を出る時、校舎に絶対触るな」って言うんだよね。それで、その時は突き飛ばすと同時に、スリッパ履いてる足で、僕のお尻をボーンって、蹴ったんだ。だから、ほんとにつんのめっちゃってね。ひっくり返るところをこらえて、座ったら、また大きな声で「座るな」と言うんですよ。「二度と来るなよ」と言われて、それが、学校を追い出された時の最後でした(32)。

石山さんは、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の判決後、60年ぶりに小学校の同窓会に参加する。それを機に、卒業証書をもっていないという石山さんのために同級生が小学校へ行って交渉し、先生がいろいろ探してくれたのだが、「僕の名前はどこにも無かった」という。また、同窓会では小学校「退学」後のことも聞くことになった。その同級生によると、教室から追い出された後、石山さんが座っていたところには教師によって新聞紙が貼られ、「伝染病につき立ち入り禁止」と墨で書かれたのである。そして、卒業するまで、誰もそこを掃除しなかったという。

石山さんにとって、「教室」は同級生らとの楽しい学校生活の記憶の場所であると同時に、教師によって差別され排除された屈辱の場所でもあったのである。

4 生き方に会おう教室に

これまで、ハンセン病史のなかの子どもについて「教室」という場を通して見てきた。「教室」から考えることは、いまの子どもたちにとっても、自身の学校生活や置かれた状況を捉え直すことにもつながるだろう。教室や学校、子どもといった側面から捉え直すことで、ハンセン病問題をより身近な課題として受け止めることができるかもしれない(33)。

最後に、現在の教室から考える一例として、私が取り組んだ高校3年生対象の選択授業にもふれておきたい。授業では、まず「ハンセン病」という名前や内容を知っているかを確認し、ハンセン病に関する出来事やエピソードを聞いてみた。また、療養所内の地図を示し、「隔離を象徴するもの」を探してみた。「なぜ、療養所には〇〇があるのだろうか……」いくつかの疑問が出てくる(34)。

その後、いくつかの映像を見せた。「探検バクモン ハンセン病を知っていますか」(NHK、2016年放送)は、ハンセン病の歴史や病気の特徴、入所者の経験や願いなどを感じ取ることができ、入門かつ導入の教材としても良いと感じている。また、「生きて、咲く～瀬戸の少女とハンセン病～」(日本テレビNNNドキュメント、2018年)は、親が療養所(大島青松園)の職員であることから、島で育った少女の話である。島の学校で学び、多くの入所者との交流を深めるなかで、子どもを産み育てる権利を剥奪された女性とも出会う。島の語り部としても活動する少女の目から、療養所のいまの姿が伝わってくる番組だ。

コラムでも「家族への差別」が記されているが、国の隔離政策によって人生被害を受けたのは、ハンセン病患者とともにその家族にも当てはまる。家族も被害の当事者であったのだ。2019年6月の熊本地方裁判所は、家族への被害と国に対する損害賠償を認め、国の控訴断念により判決が確定した。授業で視聴した映像では、原告の一人で、父親が元ハンセン病であった九州に暮らす50代の女性が次のように述べている。

「病気の子」「そばに行ったら菌がうつる」「どっか行けばいいのに」とか、いろんなこと言われました。親だったり、陰で学校の先生が教えていたのかもしれないけど。先生も私が話しかけても、すっといなくなる。ましてや、先生から声をかけられることもなかった。だから(強制隔離の)被害を受けた患者さんも、父もつらかっただろうけど、その家族は世間にさらされてどれだけつらかったか。本当に地獄の日々でしたね(35)。

子ども時代に受けた家族としての被差別経験には、加害者として、あるいは無理解者としての学校の教師が存在していた。この事実を、私たちはあらためて確認したい。いじめや差別から逃れることが困難になってしまう経験を重ねざるを得なかった家族の証言は(36)、「過去の他人」の出来事ではなく、とくに教育現

場に関わる者にとっては、極めて今日的な課題である(37)。

教室での授業をふまえ、可能であれば療養所を訪問し、療養所を教室として学びを深める機会をもちたい。また、当事者の方のお話を伺いたいが、療養所で生活する方の平均年齢は、現在約85歳と年々高齢化が進行している。経験を語って下さる方の健康上の心配も大きい。当然だが、その方との信頼関係が出来ていることが前提となる。これまで、石山春平さんや山内きみ江さん(多磨全生園在住)には、生徒に話をしていただいたが、その前に大切にしているのは、私自身の個人的な出会いや繋がりである。そのことを心がけている。

2018年からお話を伺っている山内さんとの出会いでは、「ありのまま」前向きに生きる姿に、生徒たちも私も心を打たれた(38)。学校の中に限らず、療養所という場所を「教室」にすることもふくめて、当事者の方のこれまでの経験やこれからの生き方、思いに出会うことができる場の大切さをあらためて感じている。

療養所を訪れ、当事者の方の人生と人柄にふれることの意味は大きく、重い。非当事者であっても、その人が療養所に生きてきたことに思いをはせることで、当事者の思いを少しは感じることもできるかもしれない。別な言い方をすれば、ハンセン病隔離政策による甚大な被害者であり、人権侵害を受けた人々という側面をしっかりと学んだうえで、かつ、「被害者」としての側面のみでその人を捉えることの問題に気づくこともまた大切であろう。それが、当事者に出会い、語りあう意味でもある。そうして、療養所が学びあう教室になっていく。

現在、新型コロナウイルス感染症をめぐる社会の日常が大きく変化している。感染症は、人類の歴史とは切り離せない。だからこそ、教室において教師が行ってきた歴史と責任に向き合い、感染症をわずらった方々一人ひとりの経験に耳を傾け、その方々との出会いから学んだことを大切にしたいと思っている。

【注】

- 1 写真の正確な撮影年は不明である。『全生園の100年と東村山 平成21年度特別展図録』(東村山ふるさと歴史館、2009年)にも同じ写真が掲載されているが、「全生学園での授業」(国立ハンセン病資料館所蔵)と記載されているのみで、年代の記載はない。写真の保存状況などから、1930年代後半の撮影で

- はないかと考えられる。
- 2 東村山市史編さん委員会『東村山市史2 通史編下巻』東村山市、2003年。
 - 3 星塚敬愛園入所者自治会編『名もなき星たちよ—星塚敬愛園五十年史』1985年。
 - 4 戦時下の療養所と子どもたちについては、みやこ・あんなの会編『戦争を乗り越えて—宮古南静園からの証言』2000年、沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』・『同 宮古南静園編』2007年、藤野豊『戦争とハンセン病』（吉川弘文館、2010年）などを参照。
 - 5 コラムでは「療養所」という言葉を用いず、「収容施設」と表現している。療養所の実態を伝えようとするこの教科書執筆者のこだわりが感じられる。
 - 6 おもに1920年代を扱う单元だが、コラムの記述は「癩予防法」（1931年）から始まるため、最初に読んだときは若干違和感があった。ただし、コラムにある「世界の流れ」との関係からみれば、日本のハンセン病政策の問題点（特殊性）を考える上で、1920年代を扱う单元に置かれる意味が理解できる。なかでも、1923年の第3回「国際らい会議」（フランス）では、隔離は「人道的」であるべきとされ、日本のような強制隔離とは異なる潮流が確認された。この会議から日本は「国際的動向を無視」しはじめ、「国際的動向と日本のハンセン病医学および立法との乖離の出発点」となったのである（ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』日弁連法務研究財団、2005年）。
 - 7 実際、戦前において療養所に隔離されていたハンセン病者は参政権を行使する機会を奪われていた。初めて選挙権を行使することができたのは、1946年6月の衆議院議員補欠選挙であった。
 - 8 これらの事件については、藤野豊『日本ファシズムと医療 ハンセン病をめぐる実証的研究』（岩波書店、1993年）を参照。長島愛生園の入所者組織の会議記録については、松岡弘之編『隔離の島に生きる 岡山ハンセン病問題記録集 創設期の愛生園』（ふくろう出版、2011年）を参照のこと。
 - 9 詳しくは、全国ハンセン氏病患者協議会編『全患協運動史 ハンセン氏病患者のたたかひの記録』（一光社、1977年）を参照のこと。

- 10 詳しくは、全国ハンセン病療養所入所者協議会編『復権への日月 ハンセン病患者の闘いの記録』（光陽出版社、2001年）を参照のこと。
- 11 学び舎教科書では「ハンセン病患者」と表記している。それ自体は必ずしも間違いとはいえないが、「患者」と表記することは、ハンセン病をわずらった人を医療政策の対象としてのみ捉えることにもなる。ハンセン病という病を人生の中で経験した人びとが、ハンセン病である（あった）ことのみで語られる存在にすることは、その人の経験をきわめて限定的にとらえることになるのではないか。蘭由岐子は、「患者」という語では個人が医療の対象者であるという関係しか表現されないとするM・クライマンの指摘をふまえ、「病の経験」という表現を用いている（『「病の経験」を聞き取る—ハンセン病者のライフヒストリー』皓星社、2004年）。医師・医学の視点は「疾患」を扱い、病気をわずらう者の視点は「病い」を扱うとして、両者を区別する見方について述べ、医学的な疾患のみによって説明できない世界をもつ「病者」もしくは「わずらう者」として「ハンセン病者」という言葉を用いるとしている。なお、ハンセン病裁判支援団体でも、「元患者」あるいは「回復者」と「現」患者とを区別することが「現」患者に対する差別を再生産することになるのではないかという問題性を指摘し、「ハンセン病者」という呼称を使うようにしたという（ハンセン病・国家賠償請求訴訟を支援する会『ハンセン病問題—これまでとこれから』日本評論社、2002年）。
- 12 ハンセン病の子どもと教育に関する課題については、江連恭弘編・解説『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻10 ハンセン病と教育』（不二出版、2006年）、佐久間建『ハンセン病と教育 負の歴史を人権教育にどうかすか』（人間と歴史社、2014年）、清水寛編著『ハンセン病児問題史研究—一国に隔離された子ら』（新日本出版社、2016年）などを参照のこと。なお、「子ども」という場合、療養所の性と生に関わって、断種と堕胎、胎児慰霊碑の問題を忘れてはならない。
- 13 篠崎恵昭・清水寛「国立療養所多磨全生園のハンセン病児童・生徒の文集の検討—一文集『呼子鳥』にみる精神生活の深層」『埼玉大学紀要 教育学部（教育科学）』第47巻第2号、1998年。

- 14 「冬敏之意見陳述書」『ハンセン病違憲国賠裁判全史 第4巻 裁判編 東日本訴訟』皓星社、2006年。
- 15 冬敏之「開かれたパンドラの箱—元ハンセン病の児童・生徒として」(清水寛編・埼玉大学障害児教育史ゼミナール集団著『ハンセン病療養所における子どもの生活・教育・人権の歴史—国立療養所多磨全生園を中心に』1999年)。冬さんは1935年に愛知県で生まれ、7歳の時に父と二人の兄とともに多磨全生園に強制収容された。1955年に邑久高等学校新良田教室に第1期生として入学。1968年に社会復帰(33歳)し、2002年に逝去された。
- 16 冬敏之『ハンセン病療養所 冬敏之短編小説集』壺中庵書房、2001年。
- 17 大岡信・大谷藤郎・加賀乙彦・鶴見俊輔編集『ハンセン病文学全集10 児童作品』(皓星社、2003年)。10巻の解説は鶴見俊輔。
- 18 築山(望郷の丘)の構築は1925年だと言われているが、工事の経過の記録はない(多磨全生園患者自治会編『俱会一处 患者が綴る全生園の七十年』—光社、1979年)。築山は人工の山であり、「患者地区」と「職員地区」の区別や、敷地拡張による整備・区画、逃走防止のための堀・土塁の構築にともなう残土で作られたという話があるが、当時の写真資料などから必ずしもそうとはいえないとの見方もある(『隔離の記憶を掘る—全生病院「患者地区」を囲んだ「堀・土塁」—』国立ハンセン病資料館ブックレット1、2010年)。
- 19 例えば、多磨全生園の全生学園は、1953年になって東村山町立化成小学校全生分教室、東村山町立東村山中学校全生分教室として認可されている。全国の療養所内の「学校」の設置や閉校については、前掲、清水寛編著『ハンセン病児問題史研究』所収の「年表」を参照されたい。
- 20 派遣教師の記録としては、鈴木敏子『らい学級の記録』(明治図書、1963年)、藤本フサ子『忘れえぬ子どもたち ハンセン病療養所のかたすみで』(不知火書房、1997年)などがある。
- 21 鈴木敏子『書かれなくともよかった記録—「らい病」だった子らとの十六年』2000年。
- 22 前掲、佐久間建『ハンセン病と教育』。
- 23 定時制4年の課程で全寮制。全国の療養所から試験を突破した男女が入学し

た。高校設置の経緯と課題については、「第13 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2) 第1教育界」(『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』(日弁連法務研究財団、2005年、執筆担当・江連恭弘)、宇内一文「ハンセン病患者のための高等学校の形成過程」(『教育学研究』第74巻第2号、2007年)参照)。

- 24 「派遣教師の予防措置について」(前掲、『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻10 ハンセン病と教育』)。
- 25 藤田真一『証言・日本人の過ち—ハンセン病を生きて』(人間と歴史社、1996年)。本書で森元さんは「教師は生徒を『病原体』扱いした」、生徒と相撲を取った教師もいたが、そうした「人間的な先生は一人か二人程度」であり、「あとの先生はみんな、おっかなびっくり、人間的なつながりはなく、ただ知識をわれわれにつめこむメッセンジャーであった」と述べている。
- 26 江連恭弘・清水寛「総論・ハンセン病療養所における子どもたちの生活・教育・人権の歩み」(前掲、清水寛編著『ハンセン病児問題史研究』)。
- 27 「『新良田教室』の残したもの」『ハンセン病市民学会年報2010』(解放出版社、2011年)。金城幸子さんの発言。
- 28 「第16回検証会議議事録」(ハンセン病事実検証調査事業、2004年4月21日、於・長島愛生園)でのKさんの発言。また、宇内一文「『ウソ』をつく練習までやらざるを得なかった進路保障の実践」(『教育学雑誌』第44号、2009年、日本大学教育学会)も参照のこと。
- 29 前掲、「『新良田教室』の残したもの」、森元美代治さんの発言。
- 30 石山春平『ボンちゃんは82歳、元気だよ! あるハンセン病回復者の物語り』(社会評論社、2018年)。石山さんは、1952年3月5日に16歳で神山復生病院に強制収容され、23歳で完治が確認されたものの退所は許可されず、療養生活を継続し、1968年に社会復帰。1975～2008年は民間会社に勤務し、ガイドヘルパーに従事。1996年に「らい予防法国家賠償訴訟」の原告となる。
- 31 学校での身体検査によるハンセン病の発見・通報・登校停止・療養所への収容の事例と「療養所に子どもを送った教師たち」の加害責任、および、これからの教育の可能性と課題については、前掲、佐久間建『ハンセン病と教育』、

延和聰「ハンセン病問題から学ぶ―加害責任の自覚の上に」(『歴史地理教育』No.854、2016年9月)を参照のこと。

- 32 前掲、石山春平『ボンちゃんは82歳、元気だよ!』。その後の療養所での生活や社会復帰後の生活や現在の様子については、同書のほか、「インタビュー ハンセン病を生きる―社会復帰者・石山春平さんのお話」(前掲、『歴史地理教育』No.854)を参照。なお、石山さんの外見から、ご自身のお子さんが小学校でからかわれたこと、担任に病気のことを話した後の変化についてのエピソードは、差別空間としての教室から、差別・偏見に向き合い、それを乗り越える可能性を持つものへと変えるためのヒントがある。
- 33 ハンセン病授業の実践例としては、前掲、佐久間建『ハンセン病と教育』のほか、宮澤弘道「ハンセン病と差別・人権」(『歴史地理教育』No.845、2016年2月)、国立ハンセン病資料館の「ハンセン病問題授業実践アーカイブ」(https://www.hansen-dis.jp/php/archives/teaching_plan/)などを参照。
- 34 各園の年報などに掲載されている構内地図(例えば、「多磨全生園構内略図」)を見ると火葬場、納骨堂、学校などのほか、建物の特徴や土塁の存在からも、隔離の実態がうかがい知れる。
- 35 ハートネットTV「隠して生きるしかなかった～ハンセン病家族・知られざる被害」(NHK Eテレ、2019年8月27日放送)
- 36 「ハンセン病家族訴訟 原告からのメッセージ～あなたに届けるハンセン病家族原告からの生の声～(改訂版)」
<https://www.dropbox.com/s/bmfkql03wc3zz5u/omoiyotodoke.pdf?dl=0>
- 37 福岡の小学校では、人権教育担当の教員による差別事件が起きている。『日本経済新聞』2014年6月6日付の記事を参照のこと。
- 38 山内さんについては、片野田斉『生きるって、楽しくって ハンセン病を生きた山内定・きみ江夫妻の愛情物語』(クラッセ、2012年)、『山内きみ江五行歌集 ありのまま ハンセン病を生きて』(2019年)、ストーリーズ・ノーナレ「“ワケあり” りんご」(NHK、2019年11月25日放送)を参照。

(私立中学・高校教員)